

運転者適性診断助成利用の取扱い

令和6年4月1日
公益社団法人宮城県トラック協会

1. 目的

公益社団法人宮城県トラック協会(以下「宮ト協」という)は、貨物自動車運送事業者が、事業用貨物自動車運転者の指導および適切な配置のため、雇用している運転者に適性診断を受診させた場合、その費用を助成することにより、事故の未然防止に資することを目的とする。

2. 助成対象者

助成対象者は、貨物自動車運送事業者(宮ト協会員以外の事業者にあつては、安全性優良事業所を有し、適正化事業実施機関による巡回指導の評価が「A」であり、かつ理事会の承認を受けた事業者に限る)(以下「事業者」という)に雇用されている運転免許所有者であり、運転業務に従事する者とする。

3. 助成対象診断及び助成金額

助成対象となる適性診断は、令和6年度の次に示すものとする。

(1) 一般診断	約1時間20分	2,400円(全額助成)
(2) 初任診断	約1時間40分	4,800円(全額助成)
(3) 適齢診断	約1時間40分	4,800円(全額助成)

4. 受診方法等

適性診断(一般診断・初任診断・適齢診断)については、独立行政法人自動車事故対策機構仙台主管支所に委託しているので、申込み等については、同機構に照会すること。

1事業者あたりの助成人数は、宮ト協に届出している車両台数(会員名簿の登載車両台数)と同数を上限とし、上限に到達した時点で助成終了とする。当該年度において助成利用限度人数(届出台数)を超過した場合は、次年度の助成利用限度人数からその超過分を差し引くものとする。

なお、予算額に達した場合はその時点で受付終了とする。

5. 助成金の返還

宮ト協は、事業者がこの要綱その他宮ト協が定める事項に違反した時、又は虚偽その他不正な手段により助成金交付を受けた時は、既に交付した助成金の全部もしくは一部の返還を命じることができる。

また、この規定により返還を命じられた事業者については、宮ト協が行う助成事業の全てに係る申請は、原則として、当分の間、これを受付又は交付決定を行わないものとする。